

令和五年十一月二十日受領
答弁第三六号

内閣衆質二一二第三六号

令和五年十一月二十日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員原口一博君提出「ルールに基づく国際秩序」「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序」に
いう「ルール」「法」と安保理決議二百四十二との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員原口一博君提出「ルールに基づく国際秩序」 「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序」

にいう「ルール」「法」と安保理決議二百四十二との関係に関する質問に対する答弁書

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難であるが、御指摘の「国連安全保障理事会決議二百四十二」に基づく取組については、御指摘の「ルールに基づく国際秩序」及び「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序」を維持し、及び強化するに当たって重要な役割を果たしているものと考えている。